

内容は、後述する基本契約書の項目と大きくは変わらないが、より具体的に最悪の事態（訴訟など）を想定しながら、細部に漏れのないようにしたい。

特に、リードタイムや納期遅延の定義・品質保証の期間・生産終了後の供給責任・第三者による知的財産権侵害の訴えに対する免責・補償上限の有無などは揉めやすい点であるので、基本条項の中でしっかり押さえておくべきである。

また、海外企業との訴訟沙汰となると、国によって判断が異なる場合もあるので、そういった最悪のケースも想定して、準拠法や管轄裁判所などもより有利な記載を心掛けたい。

2 様々な契約書の種類

■ 2-1 基本契約書

取引が継続反復的に行われる場合、その都度、取引条件を交渉・契約することは煩雑なので、基本的な共通事項について、あらかじめ「基本契約書」という形で締結しておくことが有用である。一般に記載される項目は、以下の通りである。

① 前文

契約当事者を明確にし、契約締結の目的などを記述する。

② 個別契約の成立、変更

契約は、発注者の申込みと受注者の受諾によって成立する。申込みの方法としては、口頭でも可能（ただし、下請け取引では書面の発行義務がある）であるが、正確を期すために、文書の発行を行うのが一般的である。

また、近年はEDI（Electronic Data Interchange：電子データ交換）によるオンライン発注も一般化してきているので、注文書を発行しない場合は、その旨の取り決めが必要となる。契約変更についても、一方的にならないよう相手方と協議のうえ変更する旨の記述が必要である。

個別契約（注文書）には、発注年月日、品名、価格、数量、納期、納入場所などが記載される。また、注文請書がなくても、受注者の受諾を確認する方法を記載するなどしておくことでも契約は成立する。

③ 対価

対価（発注価格）決定は、「見積書の提出を受け、協議のうえ決定される」などと記載される。

④ 支給、貸与

支給材、貸与品の管理方法、第三者への再支給、再貸与などについての規定が記載される。

⑤ 受領、検査

成果物を受領した時、速やかな検査が必要である（商法第526条による）。

⑥ 所有権の移転

所有権の移転の時期は民法では明確に規定されていないので、双方の取り決めによって確定させる必要がある。

⑦ 支払期日、支払方法

下請け取引に関して、手形で支払いを行う企業では、支払条件を改善（手形サイトを短縮）することが中小企業庁から指導されているため、基本契約に固定的なことを記載せず、別途「支払方法等について」を発行することが多い。

⑧ 契約不適合責任

契約不適合とは成果物の不良、不具合などをいい、受入検査で欠陥を発見した場合は、通常の返品処理を行う。これはサプライヤーが負わねばならない責任であり「契約不適合責任」という。この適用期間は、商法と民法で規定されている。

⑨ 製造物責任

製造業者等が、自ら製造・加工・輸入し引き渡した製造物の欠陥により他人の生命・身体又は財産を侵害したときは、過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責任がある。

⑩ 秘密保持

基本契約に至る以前に、この条項だけ取りかわす例も多く見られる（後述のNDA－秘密保持契約）。

⑪ 図面等の管理

図面や仕様書は重要なノウハウや機密が含まれるものであり、その管理方法を規定する。

⑫ 知的財産権

近年、特許・商標・著作権など、特許侵害による賠償請求をビジネスとする会社も生まれ、発注者のリスクが増大している。第三者からの訴訟を想定した取り決めが必要である。

⑬ 損害賠償請求

損害が発生した場合の請求権を規定する。

⑭ 契約の解除

契約を即時に解除できる条件を規定する場合や、自動延長契約などは予告期間を設けて解除できる場合などが一般的である。

⑮ 残存義務

取引が終了した以降についても、契約不適合責任、製造物責任、秘密保持、知的財産権などの効力について規定しておく。修理用部品の供給責任について規定する場合が多い。

⑯ 協議解決

お互い問題解決に誠意を持って臨むことを誓約する。

⑰ 有効期間

契約の有効期間を明示する。一般には、自動延長できるよう規定されることが多い。

⑱ 後文

契約成立年月日の記載、署名捺印が行われる。署名者にその後の異動や退職があった場合でも、契約は有効である。

■ 2-2 裏面約款

継続取引でない単発取引の場合、注文書の裏面に基本契約書の記載と同等の内容を記載する。

■ 2-3 機密保持契約（NDA：Non-Disclosure Agreement）

基本契約に至る前段階で機密情報の開示が必要とされる場合には、先行して機密保持に関してのみ契約を取りかわすことで共同開発などを促す。

■ 2-4 品質保証契約書（品質保証納入）

品質保証契約書は、サプライヤーからの納入品の品質保証を求めるものである。通常バイヤー企業はサプライヤーからの納入品品質を確認する上で、受入検査を行う。しかし、サプライヤーにおける出荷検査とバイヤー企業における受入検査には重複部分も多く、非効率な面があることも否めない。

これまでの納入品品質レベルに問題がなければ、いわゆるサプライヤーによる品質保証納入を導入する場合に、その内容を取り決めておく必要がある。

バイヤー企業としては、検査業務を放棄するのではなく、あくまで、それをサプライヤーに委託する形を取っている。なぜなら、商法第 526 条では、「買主が目的物を受取ったときは、遅滞無くこれを検査し、品質不良（2020 年の民法改正により瑕疵は廃止）または数量不足を発見した場合は、直ちに売主に対し通知しなければ、その責任を追及することが出来ない」としているからである。この場合は、サプライヤーの品質管理力が要求水準以上であることが前提となっているため、審査・監視は継続的に行われなければならない。

■ 2-5 EDI 契約書（オンライン契約書）

基本契約書で個別契約の成立は注文書で行うとした場合や、下請法上の注文書の発行義務から考えると、オンラインで注文し注文書を発行しないことは、基本契約書との矛盾や下請法上の義務違反となる。下請法では、条件を満たせばオンライン発注および注文書レスも認めているので、オンライン発注を行う場合は、個別に EDI 契約書などを取りかわし、トラブルのない運用を行う必要がある。